

平成27年12月16日

平成28年度税制改正に関するコメント

一般社団法人 日本船主協会  
会長 工藤泰三

本日、取りまとめられました平成28年度税制改正大綱におきまして、来年3月末をもって適用期限を迎える「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」については、ほぼ要望通り、2年の延長と対象船舶の拡充が認められました。

こうした結論をいただきましたことは、国会議員の諸先生方の海運業界に対する深いご理解と国土交通省ご当局の多大なるご尽力の賜物です。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

今後も外航海運は国際競争力の維持を図りながら、わが国の安定的な国際海上輸送の確保に貢献すべく、より一層努力をしてまいります。

来年度以降の税制改正においては、わが国外航海運税制の根幹をなす「船舶の特別償却制度」、「船舶の買換特例（圧縮記帳制度）」および「トン数標準税制」の3つの重要な制度が要望時期を迎える予定ですので、引き続き、関係の皆様のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上